

在職老齢年金の調整には、本当はもっと細かいルールがあるのですが、今回は理解していただきやすいように、はしょってご説明しました。

★年金トピックス～年金基礎知識～その22～

在職老齢年金の停止について

老齢厚生年金には、一定の要件をクリアすると65歳未満の配偶者や18歳未満のお子さんがある場合、加給年金という年金が加算されることになっています。配偶者の場合は、年間約22万円、お子さんの場合も二人までは配偶者と同額ですので、大きな金額です。

在職老齢年金の調整がかかっても、一部支給停止だけならこの加給年金額は支給されます。

ところが、働いて得る報酬が大きくて年金が全額停止される場合には、この加給年金額も止まってしまう。

ちょっとでも、年金があれば支給停止にはなりません。

年金を受け取るために長い間働いていらした方の中には、不公平だと怒っておいでの方もいます。

国は、財政が厳しいので、高齢でも働いて収入を得られる方は幸せなのだから我慢してくださいという意図なのでしょう。

でも、なんだか、割り切れませんよね。

★お知らせ

ご愛読いただいております「どんとこい！年金」ですが旧のお盆に伴いまして、8月20日号はお休みを頂きます。次回は、9月1日号となります。どうかよろしく願い申し上げます。

~~~~~編集後記~~~~~

この時期、社労士の受験時代に暑い中必死で勉強していたことを思い出します。

このメルマガを読んでくださっている方の中に

受験生の方もいらっしゃると思うのですが

もう一頑張り！体調に気をつけて頑張ってくださいね！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメルマガの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

